

この他の事由から通学する学校の変更の相談もお受けしております。

ただし、転居の伴わない転校(いじめ、不登校等の理由)については、転校することが児童・生徒の過重負担となる場合もあり、転校が最良の手段となりえないこともあることから、在籍している学校の校長と十分相談した上で、教育委員会にお越しく下さい。

(認められない場合もあります。)

その他の札幌市独自の取り組み

#### 小規模特認校

本市の周辺部に位置し、自然環境に恵まれた小規模の学校で、心身の健康増進と体づくりを目指すとともに、自然にふれる中で、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合に、一定の条件を付して入学を認める学校で、市内に4校あります。

- (1) 盤溪小学校(中央区盤溪226-4 電話:011-642-3223)
- (2) 福移小・中学校(東区中沼町240 電話:011-791-4212)
- (3) 有明小学校(清田区有明141-2 電話:011-881-2949)
- (4) 駒岡小学校(南区真駒内143-2 電話:011-584-6533)

入学についての問い合わせは、入学希望の小規模特認校又は教育委員会教育推進課(電話:011-211-3851)まで

#### 指定変更区域

指定変更区域とは、個々の地域的な諸事情により、指定校のほかに、もう一つの学校を選択できる地域のことです。

指定変更区域は、「[通学区域の一覧](#)」に、緑色で表示されています。

詳細は教育委員会生涯学習部計画課(電話:011-211-3835)まで



ともに、前へ 仙台

トップページ > 申請書・届出書様式のダウンロードサービス > 分野別で探す > 妊娠・出産・子供 > 指定学校変更申請

申請書・届出書様式のダウンロードサービス

平成24年7月17日更新

[教育局の申請書・届出書様式一覧へ](#)

指定学校変更申請

添付書類

- 居住証明書 (Zip:78KB)
- 勤務証明書 (Zip:94KB)
- 保育証明書(親族宅等) (Zip:126KB)
- 保育証明書(勤務先) (Zip:115KB)
- 在籍証明書 (Zip:17KB)

「指定学校変更申請書」は、5枚複写の様式となっているため、申請先に用意してあります。申請手続を行う際にご記入下さい。その際に下記表「指定学校変更が認められる基準等」の添付書類をご用意いただくこととなりますので、保護者等の勤務証明書や預け先の保育証明書等が必要となる場合は、予めこれらの書式をダウンロードしてご使用下さい。

申請書添付書類を印刷するときの用紙

A4サイズ、再生紙可(感熱紙、裏紙、色紙は不可)

事務の概要(制度のあらまし)

児童・生徒が就学する市立の小・中学校については、教育委員会で住所による通学区域に基づき指定しています。基本的には指定された学校への就学となりますが、特別な事情があり、指定された学校への就学が困難な方につきましては、教育委員会の許可により、指定された学校以外の小・中学校への通学(指定学校変更)が認められる場合があります。この指定学校変更の許可基準は、以下のとおりですので、お知らせします。

事務の根拠

学校教育法施行令第8条、指定学校変更事務取扱要綱

指定学校変更が認められる基準等

区 分	添付書類	申請先
(1)心身の障害等に関する理由		
1)障害・病弱 心身の障害や疾患、長期通院等の場合	医師の診断書	特別支援教育課
2)特別支援学級入級等 指定学校に該当する特別支援学級が設置されていない場合や院内学級に入級する場合等		特別支援教育課
(2)転居に関する理由		
1)転居予定・一時転居 市内転居が確定している場合や家の増改築等で、一時的に別学区へ転居する場合	住居の売買契約書、賃貸借契約書、居住証明書(住居の契約者が児童・生徒の父母でない場合)等	学事課
2)小学生の市内転居 児童が市内で転居する場合、学年末まで従前の学校		現在在籍している学校

に通学できます。ただし、小学校1年生から4年生が従前の学校の隣接学区に転居し、安全な経路で通学できる場合、または小学5年生以上の転居の場合は、卒業まで従前の学校に通学できます。		
3) 中学生の市内転居 生徒が市内で転居する場合、卒業まで従前の学校に通学できます。		現在在籍している学校
(3)家庭の事情に関する理由		
1) 小学生の保育関係 保護者の勤務等のため、小学校の児童の帰宅後の保護監督が困難で、親族等が児童を預かっている場合、その期間は預け先の学区の学校に在籍できます。 なお、児童館や留守家庭児童会等に預け、その許可が終了した場合で、在籍している小学校が指定学校の隣接学校であり、安全な経路により通学できる場合は、保護者からの申請により、継続して在籍することができます。	保護者等の勤務証明書、保育証明書(預け先が児童クラブや留守家庭児童会または民間の保育施設等(以下このページ内で「児童クラブ等」と言います。)の場合は「在籍証明書」)、預け先の住民票の写し(児童クラブ等の場合及び保育証明書に同意のある場合は不要です。)	学事課
2) 中学生の保育関係 中学校入学に際し、小学校在籍時に保育関係で指定学校の変更が認められていた生徒のうち、保護者の勤務等のため帰宅後の保護監督が困難で、小学校在籍時と同じ親族等に引き続き預ける場合で、かつ自宅へ帰宅する際の安全が確保されている場合		学事課
3) 兄弟姉妹関係 兄弟姉妹が指定学校変更を許可されている場合(該当理由による制限があります。)		学事課
(4)地域の事情に関する理由		
1) 遠距離通学 自宅から学校までの徒歩で安全に通学できる経路による最短の通学距離が、小学校にあつては2km以上、中学校にあつては3km以上あり、指定学校より隣接学校の方が近い場合		学事課
(5)教育的理由		
1) いじめ、不登校等 いじめ、不登校等学校生活の状況から指定学校への就学が困難と認められる場合		教育相談課
2) 幼稚園等での適応状況による小学校入学 新入学児童のうち、修了(卒園)する幼稚園や保育所のある学区の小学校が、指定学校の隣接学校であり、この小学校までの徒歩で安全に通学できる経路による最短の通学距離が1km以内で指定学校よりも近く、教育相談(面談)等の結果、幼稚園や保育所での適応状況(対人関係等)から必要と認められるときは、修了(卒園)する幼稚園や保育所のある小学校に入学できます。	幼稚園等からの児童の適応に関する調書	学事課
3) 小学校の指定学校変更による中学校入学 指定学校変更の許可を受け、卒業まで継続して小学校に在籍する場合、この小学校と同じ学区の中学校が、指定中学校の隣接中学校であり、安全な経路により通学できる場合については、卒業する小学校と同じ学区の中学校に入学できます。(卒業する小学校の学区が複数の中学校区に分かれ、その中に指定中学校が含まれる場合は指定中学校への入学になり、指定中学校が含まれない場合は、居住地から徒歩で安全に通学できる経路の距離が最も近い隣接中学校になります。ただし、卒業する小学校から当該中学校に入学する生徒がほとんどいない場合はこの限りではありません。)		学事課

#### 4) 部活動による中学校入学

転入・転居直前に在籍した中学校で継続して行っていた(新入学の場合は「少なくとも小学5年生の時から継続的にしている」場合となります)特定の文化活動やスポーツ活動を内容とする部活動が指定中学校に無く、隣接の中学校で実施している場合は、希望する部活動への入部を前提にその部活動のある隣接中学校に入学できます。(このうち、希望する部活動のある隣接中学校が複数ある場合は、自宅から徒歩で安全に通学できる経路の距離が最も近い隣接中学校になります。)

部活動に関する申立書 等

学事課

※ 事由により、他に添付書類が必要な場合があります。

#### 申請方法

先の表「指定学校変更が認められる基準等」の申請先に直接申請願います。なお、指定学校変更申請書は、5枚複写の様式となっているため、申請先に用意してあります。申請手続を行う際にご記入下さい。

その際に先の表「指定学校変更が認められる基準等」の添付書類をご用意いただくこととなりますので、保護者等の勤務証明書や預け先の保育証明書等が必要となる場合は、予めこれらの書式をダウンロードしてご使用下さい。

#### 受付期間

入学予定者の申請受付は、入学する前年の10月1日から12月15日までとなります。(受付開始日が閉庁日の場合は、翌開庁日から、また受付終了日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで受付いたします。)

ただし、この期間経過後に転居した場合や、(3)家庭の事情 1)小学生の保育関係で児童クラブ等に預ける場合などは、受付期間終了後でも申請することができます。

#### 学事課(担当 奨学調整係)

住所 仙台市青葉区一番町4-1-25 東二番丁スクエア2階 東二番丁仮庁舎  
電話 022-214-8860

#### 教育相談課(担当 教育相談班)

住所 仙台市青葉区一番町4-1-25 東二番丁スクエア2階 東二番丁仮庁舎  
電話 022-214-0004

#### 特別支援教育課

住所 仙台市青葉区一番町4-1-25 東二番丁スクエア2階 東二番丁仮庁舎  
電話 022-214-8879

#### 審査のめやす

1. 指定学校変更申請書に記載する児童・生徒の氏名、生年月日、学年、現住所、本来就学すべき学校、保護者(申請者)氏名等について確認をします。
2. 添付書類を確認し、先の表「指定学校変更が認められる基準等」に該当するか確認をします。  
※ 指定学校変更が認められる基準に該当しない場合は、指定学校変更申請をお認めできません。

#### 標準処理期間(処理期間のめやす)

原則として、申請が教育委員会に到達した日から閉庁日を除いて11日以内。

## 指定校変更・区域外就学許可基準

(21. 4. 1改正)

区分		許可基準	許可期限	確認事項及び必要書類	申請先
転居・転出	小学校 全学年	通学区域外に引越したが、通学の安全が確保できる場合	卒業まで		学事課 区民課
	中学校 全学年	通学区域外に引越したが、通学の安全が確保できる場合	卒業まで		学事課 区民課
小学校指定校変更による中学校入学		指定校変更許可を受け小学校卒業まで継続して在籍する場合(小学校卒業先の進学中学校)	卒業まで (中学校入学時申請)		学事課 区民課
兄弟姉妹		兄弟姉妹が指定校変更・区域外就学により就学している学校へ就学を希望する場合	卒業まで		学事課 区民課
転居予定		1年以内に引っ越す予定があり、あらかじめ引っ越し先の学区の学校に通学を希望する場合	転居予定期日まで	建築請負契約書 建築確認申請書 賃貸借契約書 等	学事課 区民課
疾病等		疾病や障害で指定校への通学が困難な場合	卒業まで	医師の診断書	学事課
留守家庭		共働き等により、児童の帰宅時に保護者が不在であり、祖父母宅等、放課後児童クラブへ預けるため、預かり先の指定校に通学する場合	小学校卒業まで	勤務証明書 申立書兼誓約書	学事課 区民課
特定地域		教育委員会が指定している特定の地域に居住している場合	卒業まで		学事課 区民課
教育的配慮		いじめ、不登校等で指定校以外の学校へ就学することで、問題解決が見込まれる場合	卒業まで	学校長の意見書等	学事課

## 小・中学校の就学

### 小学校の入学手続き

就学予定児童のいる家庭へ、「入学通知書」を1月末に郵送します。保護者の方は、入学通知書を4月の入学式当日に指定された学校へ持参してください。

なお、外国籍の児童のいる家庭には、9月上旬に「小学校入学予定児童就学申請書」を郵送しますので、市立小学校への就学を希望する場合は、9月下旬までに返送してください。

お問い合わせ先：

学事課学務係

### 中学校の入学手続き

小学校卒業見込児童のいる家庭へ、1月末に小学校を通して「入学通知書」をお送りしますので、保護者の方は、入学通知書を入学式当日に学校へ持参してください。

お問い合わせ先：

学事課学務係

### 小・中学校への転校手続き

小・中学校の転校手続きは、下表を参照のうえ手続きを行ってください。

- 他市から本市の学校へ転入学または市内で転入学をする場合

転出校	(1) 在学証明書 (2) 教科書給与証明書
-----	---------------------------



区役所（市民課）または各市民センター	(3) 住民異動届 (4) 転入学通知書
--------------------	-------------------------



転入校には (1) ・ (2) ・ (4) を持っていく

- 保護者が学事課で手続きをする必要のある場合

1. 住所異動をしないで、国（私）立小・中学校から、公立の小・中学校へ転入、又は外国から帰国し編入する場合。
2. 区域外・学区外通学期間終了後、本来の学校へ転入する場合。
3. 特別な事情等で、住民票の異動ができない場合。

4. 特別な事情等により、区域外・学区外通学が必要な場合。

※区域外または学区外からの通学が認められる場合の手続きは、区役所・各市民センターで受け付けています。

学区外通学（指定校変更）の承認事由及び必要書類等			
	承認事由	必要書類	期間
1	学区外通学が認められている地域であるとき		
2	転居をするが、これまでの通学を希望するとき *徒歩で1時間以内に通学可能な範囲		
3	転居の予定があるため、あらかじめ転居先の学校に入りたいとき	(新築の場合) 建築確認書、工事請負契約書の写し (賃貸借の場合) 契約書、公営住宅抽選結果通知の写し (その他) 入居予定証明書等	転居する日まで (ただし1年以内)
4	両親共働き（または保護者の就労）等により、児童を子どもルームに入会させるとき	子どもルーム利用承認通知書	子どもルーム在会期間 (基本的には小学校3年生終了まで)
5	両親共働き（または保護者の就労）等により、児童を下校後、親戚の家等に預けるとき	両親の在職証明書と 身元引き受け書	事由解消まで (基本的には小学校3年生終了まで)
6	兄弟姉妹を同じ学校に通わせるとき		事由解消まで
7	身体事由により通学に支障があると認められるとき	医師の診断書または校長の意見書	必要と認められる期間
8	大規模校等（指定校）から隣接する適正規模校等への就学を希望するとき		必要と認められる期間
9	その他教育委員会が特に必要と認めたとき		必要と認められる期間

○留意事項

- ・承認事由の1～6の手続きは、区役所・市民センターまたは学事課で行う。
- ・承認事由の7、8、9の手続きは、学事課で行う。
- ・学区外通学承認事由8における対象校（小学校・中学校）（PDFファイル）

- ◎ 学区外通学（指定校の変更）につきましては、教育委員会学事課または各区役所市民課までお問い合わせください。

お問い合わせ先：学事課学務係

各区役所市民課受付係



トップページ > 小中学校通学区域 > 指定地区外就学許可制度のご案内

## 指定地区外就学許可制度のご案内

横浜市では、住民登録している住所地により通学区域を定め、指定された学校に通学することが原則となっており、同じ通学区域にお住まいのお子さんは同じ学校に通学していただくこととなります。しかし、お子さんに個々の事情がある場合には、指定された学校以外の学校に通学することができる「指定地区外就学」という制度があり、この制度は次の理由に該当する場合に適用されます。なお、学校の施設状況等により受入が困難な場合もありますのでご承知ください。

指定地区外就学に該当する理由	許可手続き
<p>新入学時、転入学時において、指定された学校が遠距離(指定校までの距離が、小学生は片道2km以上、中学生は片道3km以上)にあるため、指定校よりも近くの学校に通学を希望する場合 (通学時間、通学経路等が過重な負担となる場合もご相談ください。)</p>	<p>通学を希望する学校の校長承諾を得た後、住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。</p>
<p>病気等のため指定された学校ではなく、近くの学校に通学を希望する場合 (添付書類として医師の診断書等が必要となります。)</p>	
<p>今まで通学していた学校の通学区域外に引っ越したが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合</p>	
<p>保護者が共働き等で帰宅後監護者がいないため、学童保育所、自営店舗など下校後に生活する区域の学校に通学を希望する場合</p>	
<p>既に兄弟姉妹が区長の許可を受け、指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学を希望する場合 (兄・姉が通学区域特認校制度で就学している弟・妹は、通学区域特認校制度で応募してください。)</p>	
<p>学年途中で引っ越す予定があり、通学等に支障がないので、あらかじめ引っ越し先の区域の学校に通学を希望する場合 (添付書類として建築確認申請書写又は賃貸借契約書写等が必要となります。)</p>	<p>住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。(学校長の承諾は不要です。)</p>
<p>自宅の新築、改築等に伴い、通学している学校の通学区域外に一時的に引っ越すが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合 (添付書類として建築確認申請書写又は賃貸借契約書写等が必要となります。)</p>	
<p>中学校新入学時、転入学時において、小学校時代若しくは転入学直前の中学校で部活動として、特定の文化・スポーツ活動に取り組んできたが、指定された中学校に従前から取り組んでいた内容の部活動が設置されていないため、希望する部活動への入部を前提に、その部活動のある近隣の中学校のうち自宅から最も近くの中学校に通学を希望する場合 (小学校時代の取り組みは、中学校入学直前まで1年以上継続的に</p>	<p>指定された学校と通学を希望する学校の両校長の承諾を得た後、住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。</p>



行っていた場合に限りです。また、添付書類として活動内容証明書が必要となります)

※部活動は、学校の諸事情により入学までの間または在学中に廃部となる場合もありますので、予めご承知ください。

上記以外の理由により指定された学校以外の学校に通学を希望する場合で、指定された学校と通学を希望する学校の両校長が児童生徒等の具体的な事情を考慮し教育的配慮を要すると判断したとき

◎ 問い合わせ先

○区役所戸籍課登録担当

鶴見区 TEL:045-510-1705	保土ヶ谷区 TEL:045-334-6237	青葉区 TEL:045-978-2231
神奈川区 TEL:045-411-7034	旭区 TEL:045-954-6036	都筑区 TEL:045-948-2255
西区 TEL:045-320-8334	磯子区 TEL:045-750-2345	戸塚区 TEL:045-866-8337
中区 TEL:045-224-8296	金沢区 TEL:045-788-7735	栄区 TEL:045-894-8345
南区 TEL:045-743-8137	港北区 TEL:045-540-2256	泉区 TEL:045-800-2347
港南区 TEL:045-847-8338	緑区 TEL:045-930-2252	瀬谷区 TEL:045-367-5646

○教育委員会事務局学事支援第一課就学係 TEL:045-671-3270 FAX:045-681-1415

○お子さんが通学している学校もしくは通学を希望する学校

# 児童生徒の就学すべき学校の指定変更手続きのご案内

川崎市では家庭・学校・地域の連携による、よりよい教育環境づくりに取り組んでいます。各学校には通学区域が定めてあり、お子様は原則としてお住まいの住所を通学区域とする学校に通っていただくことになります。

ただし、家庭や個人の諸事情から入学指定校を変更する必要がある場合に、申請することができます。

申請の手続きや対象となる理由は、以下のとおりですが、申請をされても、「理由が相当でない」、「登下校及び緊急時の安全に問題がある」、「学校の施設の状況から受け入れが難しい」といったことから認められない場合があります。

## 1 申請書の入手方法

区役所・支所の区民係の窓口で配布いたします。

- ※ 学校にも申請書は置いてありますが、取りにいかれる場合は事前に電話連絡して来校日時などを調整してください。
- ※ 新入学の場合は、入学する年の1月に「入学期日・学校指定通知」（ハガキ）が届きます。申請の手続きはハガキの裏面の記載にしたがってください。
- ※ 申請書には、住所を通学区域とする学校長（申請書の記載は、指定を受けた学校長になっています。）と希望する学校長の所見を記入する欄があります。必要な所見等は申請理由によって異なります。詳しくは、②と③をご覧ください。



2 対象となる理由：申請書の理由欄に、以下の(1)～(9)を参考に具体的に記入してください。

- (1) 最終学年に在籍する児童生徒が、転居後も卒業まで従来の学校への通学を希望する場合  
⇒必要所見及び添付書類等は、3のAをご覧ください。
- (2) 小学校5、6年生または中学校2、3年生が、転居後も運動会や修学旅行等の行事が終了するまで又は卒業まで従来の学校への通学を希望する場合  
⇒必要所見及び添付書類等は、3のAをご覧ください。
- (3) 学期途中で転居したが、学期末まで（ただし、夏季休業期間終了後については、学年末まで）従来の学校への通学を希望する場合  
⇒必要所見及び添付書類等は、3のAをご覧ください。
- (4) 次学期内に転居することが確実なため、次学期当初から転居先の住所を通学区域とする学校への通学を希望する場合

⇒必要所見及び添付書類等は、3のBをご覧ください。

- (5) 既に兄弟姉妹が在学している学校（兄弟が卒業後に弟妹が入学する場合は、兄弟姉妹が在学している学校には相当しません。）への通学を希望する場合

⇒必要所見及び添付書類等は、3のAをご覧ください。

- (6) 心身の障害による通学上の負担軽減のため指定校以外の学校への通学を希望する場合

⇒必要所見及び添付書類等は、3のCをご覧ください。

- (7) 保護者が共働きや病気等で、児童（小学生）の登下校又は下校後の生活を保護するために指定校以外の小学校への通学を希望する場合

⇒必要所見及び添付書類等は、3のDをご覧ください。

- (8) 指定校が著しく遠距離にある、交通の危険があるなどにより通学が著しく困難なため、指定校以外の学校への通学を希望する場合（指定校と近い学校との通学距離の差が大きいことや学区の端に住んでいることだけで、通学が著しく困難であることにはなりません。）

⇒必要所見及び添付書類等は、③のCをご覧ください。

- (9) 上記に該当しない特別な事情（不登校やいじめを含む）があり教育的配慮を必要とするため、指定校以外の学校への通学を希望する場合

⇒必要所見及び添付書類等は、③のCをご覧ください。



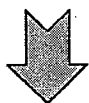
### 3 所見等について：原則として以下の表のとおりです。（○：要、×：不要）

		希望する学校の校長所見	指定された学校の校長所見	提示を要する書類
A	⇒	○	×	
B	⇒	○	×	契約書等（入居予定日等を確認できる書類）
C	⇒	○	○	理由を確認できる書類等が必要となる場合があります。
D	⇒	○	○	理由、保護を行う者を証明する書類

※ 校長所見は、保護者の方との面談後に記入します。保護者の方は、学校に電話して事情を説明し、日時を調整のうえ学校に行ってください。なお、手続きをスムーズに行うため、学校への電話は申請書の入手前にしていただくようお願いします。

※ 上記以外の書類提示が必要になる場合、関係機関との相談が必要になる場合等があります。

※ 契約書等の書類は写しでも構いません。



### 4 提出について

区役所・支所の区民係に、申請書を提出してください。所見などから認めるか否かを決定します。なお、上記③の表にある提示を要する書類は忘れずにお持ちください。

## 5 注意事項

- ・ 指定変更は申請者に限り有効ですので、同様の理由でも、個人の状況や家庭事情の相違、学校や周辺環境の変化などにより認められない場合があります。
- ・ 就学すべき学校の指定変更による通学については、保護者が責任をもって安全に通学できるよう配慮してください。
- ・ 学校長の所見記入や区役所等で判断等に相当の期間を要する場合があります。
- ・ 市外から川崎市立小中学校へ通学を希望する方は、区役所・支所の区民係、教育委員会学事課（200-3267）までお問合せください。
- ・ 川崎市立以外の市区町村立の小中学校に入学を希望する方は、希望校のある自治体にお問合せください。
- ・ この文書は学校の新設等の取扱いを含めて記載したものではありません。